

○財務省告示第百十九号

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百十条第五号の規定に基づき、生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件(昭和六十二年十二月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

財務大臣 額賀福志郎

第一号ホを削り、同号へを同号ホとし、同号トを同号へとし、同号に次のように加える。

ト 日本郵政グループ労働者共済生活協同組合